

議案第16号

主幹の職務権限等についての一部を改正する訓令について

令和5年3月27日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会訓令第 号

主幹の職務権限等についての一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 日

豊橋市教育委員会

主幹の職務権限等についての一部を改正する訓令

主幹の職務権限等について（平成11年豊橋市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
豊橋市教育委員会事務局処務規則（平成11年豊橋市教育委員会規則第1号）第6条第5項の規定に基づき設置する主幹（ <u>豊橋高等学校事務長、美術博物館副館長、文化財センター所長、二川宿本陣資料館長</u> を含む。）の職務権限及び事務の取扱いについては、同規則の規定にかかわらず主幹の職務権限等について（昭和48年豊橋市訓令第8号）の規定の例による。	豊橋市教育委員会事務局処務規則（平成11年豊橋市教育委員会規則第1号）第6条第5項の規定に基づき設置する主幹（ <u>主幹学芸員</u> を含む。）の職務権限及び事務の取扱いについては、同規則の規定にかかわらず主幹の職務権限等について（昭和48年豊橋市訓令第8号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。